

滑上下水第401号

令和6年7月31日

滑川町下水道事業審議会会長 様

滑川町下水道事業

滑川町長 大塚 信一



下水道使用料の改定について（諮問）

滑川町下水道事業審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

下水道使用料の改定について

2 諮問の趣旨

本町の下水道使用料は、平成6年の供用開始以来消費税の引上げはあったものの、景気の低迷等を考慮し料金改定を行わず、経費の削減等を図りながら事業を運営してまいりました。

また、農業集落排水使用料においても、平成28年に現行の使用料体系に改定を行った後は、下水道使用料同様料金改定を行わず、経費の削減等により事業を運営してまいりました。

一方で、昨今の人件費、燃料費及び光熱水費の高騰による維持管理費の増加、さらには、県より10年間据置かれている、流域下水道維持管理負担金を上げるとの話もあり、使用料収入の増加が見込めない中で、施設整備の老朽化により修繕や更新に係る費用が増加し、施設の長寿命化や更なる経費の削減を行ったとしてもなお、必要な資金の確保が困難であるとの課題に直面しています。

本町の下水道事業が安定的かつ持続的に事業の運営が行えるよう、受益者負担の原則に基づく適正な下水道及び農業集落排水使用料について、貴審議会の意見を求めるものです。